

「第2次名護市都市計画マスタープラン（素案）」に関するパブリックコメントのご意見・ご質問に対する回答

1 意見募集の概要

- ① 意見の募集期間 令和5年1月4日（水）～令和5年1月18日（水） 2週間
- ② 閲覧方法・公表 名護市役所1階ロビー、名護市役所各支所（屋部支所、羽地支所、屋我地支所、久志支所）、名護市ホームページ
- ③ 提出者・意見数 2人、9件
- ④ 意見の分類と市の対応状況

| 対応区分 | | 件数 |
|------|--------------------------------------|----|
| A | 意見を反映し、素案等を修正したもの | 0件 |
| B | 意見を反映しないもの、意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの | 6件 |
| C | 素案とは直接関係ないもの、その他の意見 | 3件 |

2 意見の概要と市の考え方

※いただいたご意見・ご質問等の内容については、提出者ごとに記載しております。

1人目のご意見

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|----|---|---|------|
| 1 | | 全体 | <p>名護市に現存する広大な米軍用地から派生する事故や災害、米軍人による事件があり、また、この四半世紀(25年)にもわたって市民を翻弄してきた辺野古新基地建設問題があるにもかかわらず、それらに一切触れていないことはあまりにも奇異である。</p> <p>基地の存在は正常な地域経済や発展を妨げ、防災・防犯の観点からも問題が多い。また基地建設に伴う大規模な自然破壊や地域コミュニティの分断・破壊は、未来の名護市を考</p> | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】</p> <p>都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき名護市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、「第5次名護市総合計画」における将来像の実現を目指し、土地利用や都市基盤の整備など都市計画やまちづくりの分野において、その基本的な方針を示すものです。</p> <p>ご意見いただきました基地問題については、SACO 最終報告で返還合意された基地に含まれておらず、駐留軍用地の返</p> | C |

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|----|--|---|------|
| | | | <p>るうえで大きなマイナスである。「台湾有事」が叫ばれ軍備増強が進む中、現在、辺野古弾薬庫の改装・増築も行われており、もし何かあれば都市計画など一瞬に吹き飛んでしまう。</p> <p>厳然としてある基地問題を「見て見ぬふり」をすれば、将来像として掲げられた「豊かな自然と魅力ある都市が調和した、しなやかで持続可能なまち」は「絵に描いた餅」にならない。それも考慮に入れたプランを立てるべきである。</p> | <p>還に伴う跡地利用に関する総合整備計画が無いと、名護市として将来の土地利用方針を示すことができないことから、名護市都市計画マスタープランにおいては記載しておりません。</p> <p>【名護市施政の対応】</p> <p>基地問題への対応については、第5次名護市総合計画の「政策7 基地問題への対応」に記載しております。</p> | |
| 2 | P2-47 | 全体 | <p>全体として、名護・やんばるの自然や風土が培ってきた貴重な宝である伝統文化や、それをどう守り継承していくかという視点が欠けている。</p> | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】</p> <p>都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき名護市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、「第5次名護市総合計画」における将来像の実現を目指し、土地利用や都市基盤の整備など都市計画やまちづくりの分野において、その基本的な方針を示すものです。</p> <p>ご意見頂きました点については、「第2部 全体構想編 6 景観形成の方針 基本方針」（p2-47）において以下のような関連する内容を記載しております。</p> <p>■多彩な歴史的・文化的資源を活かした景観まちづくり</p> <p>3つの海とやんばるの自然に抱かれた地域の中で育まれてきた、各地域のまつりや行事などの歴史的・文化的な資源を守り、育て、活かした景観まちづくりに取り組みます。</p> | B |

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|----|--|---|------|
| 3 | P2-43 | 全体 | <p>基本方針の中で「水とみどり」が強調されているが、「みどり」であれば何でもいいわけではない。昨今、名護市各地で盛んに行われている「花いっぱい」運動は、人間の目を楽しませるかもしれないが、やんばるの本来の自然生態系を妨げている場合もあり、自然生態学も含めた配慮が必要である。</p> <p>公道の除草に使用されている除草剤も自然生態系を損なうものであり、人身にも悪影響を及ぼす。</p> | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】</p> <p>名護市には、多野岳、名護岳、嘉津宇岳等の山々をはじめ、世界自然遺産に指定されたやんばるの森の玄関口として広がる森林地域と、東シナ海、太平洋、羽地内海といった3方を海に囲まれ、大浦川、源河川、羽地大川等の多くの河川を有しています。これら豊かな自然環境は、貴重な動植物の生息空間としての機能の他、豪雨時の保水機能など防災面でも重要な役割を有するなど多面的な機能を有しています。そのため、今後もその豊かな自然環境を保全し後世へと継承していく必要があります。</p> <p>そのようなことから、都市計画マスタープランでは、「第2部 全体構想編 5 自然環境の保全・活用の方針 基本方針」（p2-43）において、以下のような関連する内容を記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■森林地域をはじめとした美しく豊かな自然環境の保全 ■亜熱帯特有の自然環境の観光・レクリエーション・環境学習の場としての活用促進 <p>【名護市施政の対応】</p> <p>自然環境への配慮については、活動及び事業に応じて、関係機関と調整し対応してまいります。</p> | B |

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|-------------------------------|--|--|------|
| 4 | P3-65 | 第3部地域別構想6-4-1 空き家や未利用地について | 昨今、（他の地域は知らないが）東海岸地域では、人口減少や高齢化に伴って増加している空き家や未利用地の外部企業等による買収が散見され、「転売目的」や「土地ころがし」の噂も聞こえる。土地が「虫食い状態」になれば、将来の地域計画や発展に支障をきたすと思われるので、手遅れにならないうちに実態調査と対策に取り組んで欲しい。 | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】</p> <p>ご意見頂きました件については、「第2部 全体構想編 1 土地利用の方針 1-2-2 都市的土地利用の方針」（p2-21）において、以下のように定め、用途白地地域の土地利用ルールを必要に応じて定めることができるように、関連する内容を記載しております。</p> <p><用途白地地域></p> <p>用途白地地域については、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建蔽率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討します。併せて、地区計画の活用による自然環境との調和、共生する集落環境整備、特定用途制限地域の指定及び開発許可対象面積の引き下げなど必要に応じて適切な対応に努めます。</p> <p>【名護市施政の対応】</p> <p>土地の開発に関しては、開発許可の適切な運用を継続実施していきます。</p> | B |
| 5 | P3-65 | 第3部地域別構想6-4-2 交通システムについて | コミュニティバスの実証実験が何度か行われたが利用者が少なかった。多くの住民が必要を感じているにもかかわらず利用者が少ないのは、ニーズに合っていないからであり、過疎地の場合は都市部とは別の発想が必要だと思われる。例えば、交通弱者に対し、各公民館に7～8人乗りの車と運転手の手当てを補助し、住民のニーズに合わせて柔軟に運航できるようにしたらどうか。 | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】</p> <p>ご意見頂きましたニーズに合った公共交通の整備充実については、「第3部 地域別構想編 6-4 分野別方針 6-4-2 道路・交通の方針」（p3-65）において以下のような関連する内容を記載しております。</p> <p>○東海岸地域の公共交通については、社会実験等を行いながら公共交通の持続性や効率性を検討しつつ新たな交通シ</p> | B |

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|-----|--|--|------|
| | | | | <p>システムの導入に向けて取り組みます。</p> <p>【名護市施政の対応】 本市では、令和3年度に「名護市地域公共交通計画」の策定とともに、本市の交通空白及び不便地域の解消等の取組として、名護市街地周辺及び二見以北地域においてコミュニティバスの実証実験を実施し、令和5年度から、コミュニティバスの本格運行を行うこととしております。 また、本交通計画に示すよう、今後は既存路線バスを含めた公共交通ネットワーク再編の検討を進めるため、実証実験の利用実績やアンケート調査による検証を行ってまいります。 今後も、地域に即した交通手段や運行方法を検討していきます。</p> | |
| 6 | | その他 | 東海岸地域にも、伝統文化を体感できる場所は数多く、また、沖縄戦時の収容所地域だった歴史を掘り起こし、平和教育や平和ツアーにつなげることもできる。 | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき名護市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、「第5次名護市総合計画」における将来像の実現を目指し、土地利用や都市基盤の整備など都市計画やまちづくりの分野において、その基本的な方針を示すものです。</p> <p>【名護市施政の対応】 ご意見頂きました平和学習等については、名護市教育委員会博物館学芸係にて小中高生向けに北部やんばる地域の戦跡めぐりや講演会等を実施しております。</p> | C |

2 人目のご意見

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|-----------------------|---|---|------|
| 1 | P3-64 | 第 3 部 地域 別構想 6-2-1 | 瀬嵩林道においては、自然環境を保持するどころか、林道沿いの数か所で、丸坊主のような伐採が行われており、自然環境破壊が進んでいる。伐採後の植栽は行われているが、これでは自然環境破壊学習になってしまう。 | <p>【名護市施政の対応】</p> <p>ご意見については、地域森林計画及び名護市森林整備計画に基づき、過去に森林整備を行い、収穫適齢期を迎えた森林の更新（収穫・造林）が実施されております。</p> | C |
| 2 | P3-64 | 第 3 部 地域 別構想 6-3 | 大浦湾の自然は国内のどこにもない自然で、この地域はホープスポットに指定されています。この地域こそ守るべき自然を明確にし、後世に継承するべきではないですか。 | <p>【第 2 次名護市都市計画マスタープランの対応】</p> <p>名護市には、多野岳、名護岳、嘉津宇岳等の山々をはじめ、世界自然遺産に指定されたやんばるの森の玄関口として広がる森林地域と、東シナ海、太平洋、羽地内海といった 3 方を海に囲まれ、大浦川、源河川、羽地大川等の多くの河川を有しています。これら豊かな自然環境は、貴重な動植物の生息空間としての機能の他、豪雨時の保水機能など防災面でも重要な役割を有するなど多面的な機能を有しています。そのため、今後もその豊かな自然環境を保全し後世へと継承していく必要があります。</p> <p>ご意見頂きました件については、「第 2 部 全体構想編 5 自然環境の保全・活用の方針 5-1-2 基本方針」（p2-43）において、以下のような関連する内容を記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■森林地域をはじめとした美しく豊かな自然環境の保全 ■亜熱帯特有の自然環境の観光・レクリエーション・環境学習の場としての活用促進 | B |

| NO. | 素案 ページ | 項目 | ご意見・ご質問（※原文のまま記載） | 回答 | 対応区分 |
|-----|-----------|-------------------|---|---|------|
| 3 | P3-67 | 第3部地域 別構想6-4-7 | 瀬嵩区を流れる瀬嵩川ですが、海岸から瀬嵩林道入り口（ウッチン工場裏）までは河川工事がなされています。しかし、林道入り口の橋から上流は土手のままであり、川幅は狭く、草も生え放題です。そのため、台風や大雨が続くと頻繁に氾濫し、畑に流れ込む状態で、時には舗装路が水深40cmほどの川になり、自宅前道路にカヌーでの救助がきた事もあります。災害に強くするためには、林道入り口からせめて140m程の河川工事は必要だと思います。 | <p>【第2次名護市都市計画マスタープランの対応】 ご意見頂きました件については、「第2部 全体構想編 3 水とみどりの方針 3-2-2 河川・海岸の方針」（p2-35）において、以下のような関連する内容を記載しています。 ○河川改修や護岸・養浜整備等の推進により環境の維持や災害の防止を図ります。</p> <p>【名護市施政の対応】 瀬嵩川の問題につきましては関係機関が連携し維持管理に努めてまいります。</p> | B |

問い合わせ先
名護市 建設部 都市計画課 都市計画係
電話：0980-53-1212（内線229）
FAX：0980-54-2714